

優和の“相続”かわら版

遺産分割の際に留意すべきこと

	相続人	遺産分割で配慮すべき点	優先すべき相続財産など
2 次 相 続 が 心 配 な 方	母	<ul style="list-style-type: none"> ① 2次相続の相続税が、少しでも小さくなっていくような財産を相続させる ② 今後生活していくためのお金は確保しておく必要がある ③ 母の相続では父がいないので、将来もめるような財産を母に分与しておかないようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物や車などの減価償却資産は年の経過とともに減っていく ・お金も何年かすれば、必ず減っていく ・土地と建物の名義が異なる物件については要注意
	長男 (後継者)	<ul style="list-style-type: none"> ① 会社の経営が安定するように株式を優先的に分与する ② うるさい兄弟には、少数の株式でも保有させるべきではない ③ 法人への父の貸付金については相続していく ④ 会社の資金繰りが大変な場合には、金融資産を相続する 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社の株式は優先的に保有すべき ・うるさい兄弟が保有する株式は、永遠にもめる要因となる ・法人への貸付金については、長男が相続せざるをえない
	長女 (主婦)	<ul style="list-style-type: none"> ① 相続税が支払いやすくなるものを中心に相続させる ② 普通の主婦なら毎月お金が入ってこないで、賃貸物件を分与するのもひとつの方法である 	<ul style="list-style-type: none"> ・現金預金を相続財産のメインとして考える ・賃貸物件もけっこう感謝される
心 配 の な い 方	母	<p>少しでも1次相続の相続税が小さくなるよう、配偶者の法定相続分と16,000万円のどちらか大きい金額までを相続する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・少しでも長生きして相続財産を有効に使って相続税を小さくしていく